

(別紙 1)

凍結防止剤規格特記仕様書

凍結防止剤は、次の規格に適合しなければならない。

(1) 組成

- ・ 成 分： 各種凍結防止剤の成分構成は、表 1 に示す通りとする。

表 1 凍結防止剤成分構成

凍結防止剤の種類	成分構成
塩化ナトリウム	NaCl 95%以上
塩化カルシウム	CaCl ₂ 72%以上
塩化マグネシウム	MgCl ₂ 45%以上 または MgCl ₂ ・6H ₂ O 95%以上
にがり	MgCl ₂ 95%以上
CMA	Mg(CH ₂ COO) ₂ 、Ca(CH ₂ COO) ₂ 93%以上
その他	塩化ナトリウム、塩化マグネシウムの混合剤（混合割合は 6 : 4）

- ・ 形 状： 粒形または半粒形を原則とする。
- ・ 粒 度： ①平均粒径 $0.5 \leq D_{50} \leq 5.0$ mm
②最大粒径 11.2 mm 以下
③0.15 mm 以下及び 5.6 mm 以上がそれぞれ 5 % 以下
- ・ 含水率： 3 % 以下

(2) 安全性

凍結防止剤の 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排出基準のうち、表 2 の基準に適合すること。

表 2 排出基準における有害物質の基準値

有機物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.1 mg
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 mg
有機燐化合物	1 リットルにつき 1 mg
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 mg
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.5 mg
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.1 mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	1 リットルにつき 0.003 mg
チウラム	1 リットルにつき 0.06 mg
シマジン	1 リットルにつき 0.03 mg
チオベンカルフ	1 リットルにつき 0.2 mg
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 mg
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 10 mg
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 8 mg
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硫酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性 窒素の合計量 100 mg

備考.「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状況を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることを言う。

(3) 証明書類の提出

上記(1)(2)を証明する試験表等については、公的試験機関(大学を含む)が発行する品質証明書を提出すること。

なお、試験方法は基本的に「塩試験方法 第2版」(2002年1月 (財)塩事業センター)、水質汚濁防止法で定める有害物質測定方法、およびJIS等に準拠すること。

(4) その他

- ・ 作業性・貯蔵性については、散布機搭載時及び散布作業時に作業の支障となるような粉じんや臭気が発生しないこと。
- ・ 作業に支障となる固結や融解等の変化を生じないこと。